



種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴う現行の規則の用語等の整備  
に関する特別措置規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 2 日

種子島地区広域事務組合 管理者

八木 俊博

種子島地区広域事務組合規則第 1 号

種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴う現行の規則の用語等の整備  
に関する特別措置規則

種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴う現行の規則の用語等の整備  
を図るため必要な特別措置については、この規則で定める。この場合にお  
いては、種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴う現行の条例の用語等  
の整備に関する特別措置条例(令和 8 年種子島地区広域事務組合条例第 1  
号)の例による。

(附 則)

この規則は、公布の日から施行する。